

平成 27 年 9 月 2 日
沖縄電力株式会社

宮古発電所燃料清浄機室ドレンピットからの
重油漏えいに係る報告徴収について

当社は、平成 27 年 7 月 31 日にプレスリリースいたしました宮古発電所（宮古島市）構内における重油漏えいの件について、平成 27 年 9 月 1 日付けで那覇産業保安監督事務所から報告徴収の指示を頂きました。

これは、平成 27 年 7 月 31 日付けで当社から那覇産業保安監督事務所長宛てに提出した電気事業法電気関係報告規則第 4 条表第 18 号の 3 の規定に基づく公害防止等に関する届出書に不足事項等があることから、事象の全容解明及び今後の再発防止を図る観点から報告するよう指示されたものです。

当社は、今回の指示に対し、適切に対応してまいります。

以上